

写

事 務 連 絡

平成 28 年 12 月 13 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室長

### 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの監視の徹底について

今シーズン、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）について、野鳥等において、昨日、確認事例が 50 件を超え、11 道県で 55 例確認されています。家きんでは 2 県、4 例確認されています。野鳥においては、過去、最も早いペースで確認されており、通常、年末及び年明け以降は野鳥の確認事例が増加する傾向、特に野鳥の渡りに応じさらに全国どこでも確認され得る状況にあることから、今後野鳥等の監視の強化がより一層必要な状況となっています。

野鳥にかかる取組については、11 月 18 日の鹿児島県出水市での発生以降、国内複数箇所での発生状況が続いていることから、11 月 21 日に対応技術マニュアルにおける対応レベルを「3」に引き上げ、監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等について、万全を期されるよう先般お願いしたところですが、目下の情勢を踏まえ、これまで高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されていない地域においても引き続きその徹底を図っていただきますよう改めてよろしくお願ひいたします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、夜間・休日を問わず、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担 当：東岡、根上、千葉、高橋

直 通：03 - 5521 - 8285